

川の体験活動指導者制度におけるOJT細則

(総則)

1. この細則は、川の体験活動指導者制度で規定する実地研修（以下 RAC・OJT）に関する事項を定める。

(RAC・OJT の原則)

2. RAC・OJT は各指導者が所属する団体（指導者養成団体）にて行うものとする。

(対象とする OJT 活動)

3. RAC・OJT の対象とする活動は下記の通りとする。
 - 1) RAC リーダー養成講座修了後に実施する活動であること。
 - 2) RAC が OJT 対象プログラムとして認定の活動（以下 RAC・OJT プログラム）であること。
 - 3) RAC・OJT プログラムのうち、研修時間や講座時間等が明確な活動（レスキュー3・SRT1 等）については、RAC リーダー養成講座修了前の活動であっても、その半分の時間を RAC・OJT の時間として充当することができる。その場合にもそれぞれの修了証、認定証等の写し、OJT 自己評価シート（1 日 1 枚以上）等の記載は必須とする。但し、遡れる期間は修了日・認定日前の 5 年間までとする。
 - 4) 上記に関わらず「RAC・OJT アシストノート」で表示される「OJT 最少時間数」は、各クラスの指導者養成講座修了後に実施する活動とする。

(RAC・OJT の時間計算方法)

4. RAC・OJT では 1 日を 6.5 時間として計算する。キャンプ等の運営に宿泊を含めて関わる場合であっても同じとする。

(RAC・OJT の指導の原則)

5. RAC・OJT の指導は原則として指導者養成に関わった担当 RAC トレーナーが行う。

(RAC・OJT プログラムの区分)

6. RAC リーダーの OJT プログラムの区分は下記通りとする。

- ①RAC 会員団体の提供する事業
- ②RAC 関連講座及び RAC 主催事業（例-RAC 子ども水辺安全講座）
- ③外部団体の提供する自然体験及び水辺体験活動に関する講座（例-プロジェクト WET エデュケーター講習）

(外部団体の提供する RAC・OJT プログラムの認定及び手順)

7. 外部団体の提供する「自然体験及び水辺体験活動に関する講座」は、会員団体から所定の書式にて RAC へ推薦のあった場合、RAC 事務局にて対象講座の調査を行い、関連資料を添えて人材育成部会にて審査する。

(RAC・OJT プログラムの例外)

8. 前条に関わらず「RAC・OJT 活動実施団体」として登録された団体の提供する事業も RAC・OJT プログラムとみなす。ただし、当該団体の構成員に RAC 指導者が 1 名以上いることとする。

2) 登録には事前に申請書類 (OJT の対象となる活動に掛けている保険の証書、OJT の対象となる活動の概要、団体規約、役員名簿、登録申請に必要な手数料他) を添えて RAC へ申請し、承認を受けること。

(細則の改訂)

9. 本細則の改訂は、人材育成部会の審議を経て行うことができる。

付則

1 本細則は平成 26 年 6 月 1 日より施行される。